

令和 6 年度税制改正について

目 次

一 令和 6 年度税制改正の経緯…………… 3	二 令和 6 年度税制改正の概要…………… 5
-------------------------	-------------------------

一 令和 6 年度税制改正の経緯

令和 6 年度税制改正については、令和 5 年12月14日に「令和 6 年度税制改正大綱」が与党にて決定され、これを踏まえ、同月22日に「令和 6 年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その後、この大綱に基づいて作成された「所得税法等の一部を改正する法律案」が本年 2 月 2 日に国会に提出され、3 月28日に成立、同月30日に公布されました。

なお、「令和 6 年能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置」については、本年 1 月31日に与党で決定され、これを踏まえ、同年 2 月 2 日に同内容が閣議決定されました。その後、それに基づいて作成された「令和 6 年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案」が同月16日に国会に提出され、同月21日に成立、同日に公布されたところですが、その概要については後述に譲ることとし、本稿においては、令和 6 年度税制改正について、「所得税法等の一部を改正する法律」の概要を中心に説明します。

1 令和 6 年度税制改正の基本的考え方

国際的な産業構造の転換を加速させたコロナ禍や、世界の分断を深めているロシアのウクライナ侵略・中東情勢の緊迫化といった大きな時代の転

換点にある中で、日本経済は四半世紀にわたるデフレからの完全脱却に向けて、30年ぶりの高水準の賃上げ、過去最大の民間投資など、明らかに動き始めました。デフレ完全脱却・構造転換に向けた千載一遇のチャンスを逃さぬよう、この動きを止めることなく、より多くの方が享受できるようにさらに拡げていく必要があります。

以上の現状認識を踏まえ、令和 6 年度税制改正においては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行いました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講じました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、交際費等から除外される飲食費に係る見直し等を行いました。

これらの改正により、平年度では 2 兆 9,010 億円の減収、令和 6 年度においては 2 兆 3,530 億円の減収となることが見込まれます（次ページ（参考）参照）。

(参考) 令和6年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 定額減税	▲ 23,020	▲ 23,020
(2) エンジェル税制の拡充	▲ 20	▲ 10
(3) 住宅ローン控除の拡充	▲ 290	▲ 20
個人所得課税 計	▲ 23,330	▲ 23,050
2. 法人課税		
(1) 賃上げ促進税制の強化	▲ 3,460	▲ 480
(2) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し	▲ 30	▲ 20
(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設	▲ 2,190	—
(4) イノベーションボックス税制の創設	▲ 230	—
(5) 研究開発税制の見直し	230	—
(6) 交際費等の損金不算入制度の見直し	▲ 170	▲ 130
(7) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直し	170	150
法人課税 計	▲ 5,680	▲ 480
合 計	▲ 29,010	▲ 23,530

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 定額減税による減収見込額は、個人住民税等の減収見込額と合わせて▲32,840億円程度。

(注3) 住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、令和6年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(注4) 戦略分野国内生産促進税制のうちGX分野の物資に係る減収については、GX経済移行債の発行収入により補填。

(注5) 消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる消費税額は、平年度180億円。

(注6) 特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった消費税額の一部（70億円）が、納付時期のずれにより、令和7年度税収に帰属することとなる。

二 令和6年度税制改正の概要

1 構造的な賃上げの実現

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

デフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていくこととしました。具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、令和6年6月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り速やかに実施することとしております。ただし、合計所得金額1,805万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者については対象外としました。

(2) 賃上げ促進税制の強化

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡げ、効果を深めるため、以下のように賃上げ促進税制を強化し、適用期限を3年間延長しました。

- ・ 大企業に対しては、継続雇用者の給与等支給額の3%以上増加との現行の賃上げ率の要件は維持しつつ、さらに高い賃上げ率の要件を創設し、従来の4%に加え、5%、さらには7%の賃上げを促していく。
- ・ 従来の大企業のうち、常時使用従業員数2,000人以下の企業を新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する。
- ・ 中小企業においては、本税制をより使いやすいものとしていくため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに繰越控除制度を創設し、賃上げ促進税制の税額控除の額

について、当期の税額から控除できなかった額を5年間という前例のない期間にわたって繰り越すことを可能とする。

- ・ 「人への投資」の観点から、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件を緩和し、活用を促進することとする。
- ・ 子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率を5%上乗せする。

以上により、賃上げ促進税制の最大控除率を、大企業・中堅企業については現行の30%から35%に、中小企業については現行の40%から45%に引き上げる。

(3) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

多くの国民の生活基盤である地域経済において、経済活動の大黒柱である中小企業の生産性の向上や経営基盤の強化を促し、中堅企業へと成長を後押ししていくことが重要となるとの認識の下、成長意欲のある中堅・中小企業が複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長しました。

2 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

(1) 戦略分野国内生産促進税制の創設

GX、DX、経済安全保障という戦略分野において、民間として事業採算性に乗りにくい国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、それらを対象として生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制を創設しました。具体的な対象物資は、電気自動車等、グリーンスチール（注1）、グリーンケミカル（注2）、SAF（持続可

能な航空燃料)、半導体とし、物資毎に単価を設定しました。措置期間を通じた控除上限は既設の建屋等を含む生産設備全体の額とするほか、各年度の控除上限を当期の法人税額の40% (半導体については当期の法人税額の20%) としました。本税制の対象の大宗を占める GX 分野に該当する物資に係る措置については、GX 経済移行債を活用して財源を確保することとしており、こうした特殊性を踏まえ、令和8年度末までに受けた事業計画認定から10年間という極めて長期の措置とした上で、4年間 (半導体は3年間) の税額控除の繰越期間を設けました。なお、本税制の効果を高めるための措置として、適用に当たっては、一定の賃上げ・設備投資を行っていることを要件としました。

(注1) 生産プロセスを従来の高炉・転炉から電炉などへ転換することにより、生産時のCO₂排出量を大幅に削減した鉄鋼製品

(注2) 原料を従来の化石原料であるナフサからグリーン原料 (バイオ原料、廃プラスチック等) へ転換することにより生産される化学品

(2) イノベーションボックス税制の創設

利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しすることが喫緊の課題となっていることから、国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制を創設しました。具体的には、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又は AI 分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対して、所得の30%の所得控除を認める制度を設けることとし、措置期間は令和7年4月1日から7年間としました。G7ではフランス、イギリスに次ぐ3番目に創設された税制であり、海外に遜色ない制度で無形資産投資を後押ししていきます。

(3) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

スタートアップはイノベーションを生み出す主体として、生産性向上を通じて、日本経済の潜在成長率を高める重要な存在である一方で、全体として資金や人材面で課題を抱えており、そうした課題への対応を後押ししていく必要があります。その際、課題や措置の必要性等がスタートアップのステージ毎に異なる点に留意し、ステージ毎のきめ細やかでメリハリの利いた対応を行うことが重要であり、特に資金調達に係る措置については、各ステージのリスクに応じた優遇措置とする必要があります。こうした考え方の下、昨年度の税制改正に引き続き、以下のようにスタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための税制措置を講じました。

- ・ストックオプション税制について、スタートアップが付与したものに対する年間権利行使価額の限度額を最大で現行の3倍となる3,600万円に引き上げるとともに、従来の証券会社等による株式管理スキームに加えて発行会社自身による株式管理スキームを創設する等により制度の拡充を図る。
- ・オープンイノベーション促進税制は、株式取得の一定額の所得控除を認める極めて異例の措置であるが、現在、「スタートアップ育成5か年計画 (令和4年11月28日決定)」が始まったばかりの時期であることに鑑み、現在のままの形で、本税制の適用期限を2年延長する。
- ・発行者以外の第三者が継続的に保有する暗号資産については、一定の要件の下、期末時価評価課税の対象外とする (スタートアップ以外も同様)。

3 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 子育て支援に関する政策税制

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際

のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えて

おり、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要があります。そうした観点から、扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援税制について、令和7年度税制改正において検討し、結論を得ることとされておりますが、以下の住宅ローン控除及び住宅リフォーム税制については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応しました。

- ・ 住宅ローン控除について、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額を、新築等の認定住宅について500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅について1,000万円上乗せする。また、新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡に緩和する。
- ・ 住宅リフォーム税制について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

(2) 暗号資産等報告枠組み

分散型台帳技術を使用する暗号資産等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防止する観点から、令和4年、OECDにおいて策定された暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）に基づき、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を租税条約等に基づき各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備しました。暗号資産交換業者等の準備期間を考慮し、令和8年1月1日から適用を開始した上で、令和9年から情報交換を開始することとしました。

(3) プラットフォーム課税

デジタルサービス市場の拡大によりプラット

フォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国外事業者の納めるべき消費税の捕捉や調査・徴収が課題となっていることに對し、国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保するため、諸外国と同様に、事業者に代わってプラットフォーム事業者に納税義務を課す制度（プラットフォーム課税）を導入しました。導入に当たっては、国内の事業者に影響が出ないよう国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、また、対象となるプラットフォーム事業者は、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮して、国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者とし、令和7年4月1日から適用します。

4 地域・中小企業の活性化等

交際費等から除外される飲食費に係る見直し

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、現行の1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げました。

5 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

事業経営や取引・財務に関する情報処理、決済の分野でのデジタル化が急速に進展する中で、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、電子申告等の手続の簡素化や処分通知等の電子交付の拡充、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等を講じました。

(2) 課税・徴収関係の整備・適正化

誠実に納税を行う納税者の税に対する公平感を損なうことがないよう、近年見られる新たな事例に対応していくため、納税者が申告後に税額の減額を求めることができる更正の請求において、隠蔽・仮装が行われているものの、現行

制度上、重加算税が課されない事例が把握されていることを踏まえ、重加算税制度の整備を行いました。また、法人の代表者等が不正申告を行い、法人の財産を散逸させて納税義務を免れる事例等が把握されていることを踏まえ、不正申告を行った法人の代表者等に対する徴収手続の整備等を講じました。

6 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、附則第74条において、「政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及

び抜本的に強化された防衛力の維持に必要な安定的な財源を確保するための税制について、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施する」とした令和4年12月23日に閣議において決定された令和5年度税制改正の大綱及び令和5年12月22日に閣議において決定された令和6年度税制改正の大綱に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和9年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。」との規定を整備しました。